



鳥取県公報

平成 29 年 1 月 10 日 (火)
第 8 8 6 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動促進法による認定 (1) (参画協働課) 2
	生活保護法による医療機関の指定 (2) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (3) (〃) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (4) (〃) 3
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (5) (〃) 3
	県統計調査の実施 (6) (環境立県推進課) 4
	保安林の指定予定 (4 件) (7~10) (森林づくり推進課) 5
	基本測量の終了 (2 件) (11・12) (県土総務課) 6
	県道の区域の変更 (13) (道路企画課) 7
	指定居宅サービス事業者の指定 (14) (中部総合事務所福祉保健局) 7
	指定介護予防サービス事業者の指定 (15) (〃) 7
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (16) (〃) 8
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (17) (〃) 8
	土地改良区の役員の退任 (18) (中部総合事務所農林局) 8
	指定居宅サービス事業者の指定 (19) (西部総合事務所福祉保健局) 8
	指定介護予防サービス事業者の指定 (20) (〃) 8
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (21) (〃) 9
◇ 公 告	土地収用法による審理の開始 (県土総務課) 9
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (4 件) (集中業務課) 9

告 示

鳥取県告示第 1 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第44条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の認定を行ったので、同法第49条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成29年 1 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 認定特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人創造の樹
- 2 代表者の職名及び氏名
理事長 山川 賀壽雄
- 3 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
鳥取市吉岡温泉町789-1
- 4 認定の有効期間
平成28年12月20日から平成33年12月19日まで

鳥取県告示第 2 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の 3（中国残留邦人等支援法第14条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年 1 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
米子中央クリニック	米子市車尾二丁目17-8	平成28年12月 1 日
さくらレディースクリニック田園町	鳥取市田園町二丁目155	平成28年12月13日

鳥取県告示第 3 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2（第54条の 2 第 4 項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者、介護予防事業者、特定福祉用具販売事業者及び特定介護予防福祉用具販売事業者の主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所、介護予防事業所、特定福祉用具販売事業所及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の 3（中国残留邦人等支援法第14条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年 1 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
合同会社楽志	米子市富益町63-50	福祉用具貸与事業所楽らく	米子市富益町63-50	福祉用具貸与	平成 28 年 8 月 1 日

株式会社シサ マ	鳥取市二階町四 丁目203	株式会社シサ マ	鳥取市二階町四丁 目203	〃	平成 28 年 9 月 27 日
-------------	------------------	-------------	------------------	---	---------------------

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
合同会社楽志	米子市富益町63 -50	福祉用具貸与 事業所楽らく	米子市富益町63- 50	介護予防福祉用具 貸与	平成 28 年 8 月 1 日
株式会社シサ マ	鳥取市二階町四 丁目203	株式会社シサ マ	鳥取市二階町四丁 目203	〃	平成 28 年 9 月 27 日

3 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	変更年月日
合同会社楽志	米子市富益町63-50	特定福祉用具販売事業所楽らく	米子市富益町63-50	平成 28 年 8 月 1 日
株式会社シサ マ	鳥取市二階町四丁目203	株式会社シサマ	鳥取市二階町四丁目203	平成 28 年 9 月 27 日

4 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	変更年月日
合同会社楽志	米子市富益町63-50	特定福祉用具販売事業所楽らく	米子市富益町63-50	平成 28 年 8 月 1 日
株式会社シサ マ	鳥取市二階町四丁目203	株式会社シサマ	鳥取市二階町四丁目203	平成 28 年 9 月 27 日

鳥取県告示第 4 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名称（氏名）	所在地（住所）	廃止年月日
医療法人社団 安部内科医院	米子市新開六丁目4-9	平成28年12月1日

鳥取県告示第 5 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
株式会社桃香苑	鳥取市用瀬町鷹狩3-5	株式会社桃香苑 訪問介護ステーションももの家	鳥取市用瀬町鷹狩3-5	訪問介護	平成28年10月26日
医療法人橋本外科医院	鳥取市大杵204-3	橋本外科医院	鳥取市大杵204-3	訪問看護	平成28年11月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
株式会社桃香苑	鳥取市用瀬町鷹狩3-5	株式会社桃香苑 訪問介護ステーションももの家	鳥取市用瀬町鷹狩3-5	介護予防訪問介護	平成28年10月26日
医療法人橋本外科医院	鳥取市大杵204-3	橋本外科医院	鳥取市大杵204-3	介護予防訪問看護	平成28年11月1日

鳥取県告示第6号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

省エネ意識・取組状況アンケート

2 調査の目的

地球温暖化対策の国際的な枠組であるパリ協定が発効し、世界的に取組みが本格化する中、本県における省エネ等の取組状況のデータを把握し及び公表することで、県民の理解を促進するとともに、施策の基礎情報資料として活用する。

3 調査対象の範囲

無作為に抽出した世帯

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 回答者の性別、年齢、居住市町村等

イ 地球環境問題への関心

ウ 家庭での省エネの取組状況

エ 省エネ家電の状況・購買意欲

オ 行政に期待する施策

(2) その基準となる期日又は期間

平成28年12月31日

5 報告を求める者

2,000世帯

6 報告を求めるために用いる方法

調査票を郵送し、同封の返信用封筒により回収する。

7 報告を求める期間

平成29年1月12日から同年2月24日

- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第7号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡若桜町大字落折字中河原277の171、277の173
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林について、主伐は、択伐による。
277の171（次の図に示す部分に限る。）、277の173
 - イ その他の森林について、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第8号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡智頭町大字福原字宮ノ元145、字ワラヒオ奥155、字ワラビ尾上平623
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 9 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 1 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日野町安原字平ル林253、254の1、字宮ノ下モ316の1、316の8、字オンジ林317、字シンホチ318
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第10号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 1 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡江府町大字助澤字松木谷 38、字岡岩 28 の 4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第11号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年 1 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（基準点現況調査）
- 2 作業地域 鳥取市、米子市、倉吉市、東伯郡北栄町、琴浦町及び湯梨浜町並びに日野郡日野町、江府町及

び日南町

3 終了年月日 平成28年11月3日

鳥取県告示第12号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業地域 八頭郡八頭町
- 3 終了年月日 平成28年10月31日

鳥取県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成29年1月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成29年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東福原樋口線	変更前	米子市西福原六丁目893-4地先から同市両三柳字一本松樋口2159-3地先まで	9.3~9.3	87.0
	変更後	米子市西福原六丁目893-4地先から同市両三柳字一本松樋口2159-1地先まで	9.3~23.2	87.0

鳥取県告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年1月10日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社烏龍舎	リハビリテーション強化型デイサービスE s o l a	東伯郡湯梨浜町大字はわい長瀬804-1	平成29年1月4日	通所介護

鳥取県告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年1月10日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社烏龍舎	リハビリテーション	東伯郡湯梨浜町大字	平成29年1月4日	介護予防通所介護

ン強化型デイサー ビスE s o l a	はわい長瀬804-1		
-------------------------	------------	--	--

鳥取県告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年1月10日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人福生会	訪問看護ステーションみささ	東伯郡三朝町大字山田108-5	平成28年12月26日	平成29年1月31日	訪問看護

鳥取県告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年1月10日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人福生会	訪問看護ステーションみささ	東伯郡三朝町大字山田108-5	平成28年12月26日	平成29年1月31日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第18号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年1月10日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理事 杉本 宗和 倉吉市上福田296

平成28年11月30日退任

鳥取県告示第19号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年1月10日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社フォーリー ークローバーズ	ヘルパーステーションよつば	米子市上福原五丁目1-16	平成28年12月21日	訪問介護

鳥取県告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し

たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年 1 月10日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社フォーリーフクローバーズ	ヘルパーステーションよつば	米子市上福原五丁目1-16	平成28年12月21日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年 1 月10日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社フォーリーフクローバーズ	米子市上福原五丁目1-16	ヘルパーステーションよつば	米子市上福原五丁目1-16	居宅介護、重度訪問介護	平成28年12月26日

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成29年 1 月10日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 期日
平成29年 2 月16日（木）午前10時30分から
- 場所
鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎 9階 第20会議室
- 件名
国府簡易水道事業（広西配水池整備）及びこれに伴う管理用道路整備工事（鳥取県鳥取市国府町広西字大谷地内）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年 1 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 調達内容
 - 調達案件の名称及び数量
鳥取県及び警察本部所管施設で使用する電気の供給（東部）
予定使用電力量（供給期間総計）2,143,254キロワット時

予定使用電力量は、平成27年10月から平成28年9月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成29年6月1日から平成30年5月31日までとする。ただし、平成29年度以降において、この本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市西町一丁目401 西町分庁舎ほか

(5) 入札書の記載方法等

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の委託等のその他（電力供給その他これに類する営業に限る。）であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書を平成29年1月20日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成29年1月10日（火）から同年2月28日（火）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成29年1月10日（火）から同年2月28日（火）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 平成29年2月3日（金）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 申請日現在において、「鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針」（平成28年12月14日策定）に定める入札参加要件を満たしている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当

電話 0857-26-7495

(2) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成29年1月10日（火）から同年2月3日（金）までの間にインターネットの鳥取県庶務集中局のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/262605.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成29年1月10日（火）から同年2月3日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年2月28日（火）午前9時00分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日（月）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第36会議室（第二庁舎6階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に平成29年2月3日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額（以下「支払予定年額」という。）の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないものと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として支払予定年額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Nishimachi Branch Government Office, etc. 2,143,254 kWh

(2) February 3, 2017 5:00 PM: Deadline for the submission of documents for qualification confirmation

(3) February 28, 2017 9:00 AM: Date and Time for the submission of tenders

(February 27, 2017 5:00 PM: Date and Time for the submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts, Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan
TEL 0857-26-7495

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県及び警察本部所管施設で使用する電気の供給（中・西部）

予定使用電力量（供給期間総計）2,134,145キロワット時

予定使用電力量は、平成27年10月から平成28年9月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成29年6月1日から平成30年5月31日までとする。ただし、平成29年度以降において、この本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

米子市流通町1350 消防学校ほか

(5) 入札書の記載方法等

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の委託等のその他（電力供給その他これに類する営業に限る。）であること。
なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書を平成29年1月20日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) 平成29年1月10日（火）から同年2月28日（火）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成29年1月10日（火）から同年2月28日（火）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 平成29年2月3日（金）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 申請日現在において、「鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針」（平成28年12月14日策定）に定める入札参加要件を満たしている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当

電話 0857-26-7495

(2) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成29年1月10日（火）から同年2月3日（金）までの間にインターネットの鳥取県庶務集中局のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/262605.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成29年1月10日（火）から同年2月3日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平

成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年2月28日(火)午前10時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日(月)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第36会議室(第二庁舎6階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出資料」という。)を、4の(1)の場所に平成29年2月3日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額(以下「支払予定年額」という。)の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないものと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として支払予定年額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Firefighting Academy, etc. 2,134,145 kWh
- (2) February 3, 2017 5:00 PM: Deadline for the submission of documents for qualification confirmation
- (3) February 28, 2017 10:30 AM: Date and Time for the submission of tenders
(February 27, 2017 5:00 PM: Date and Time for the submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts, Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan
TEL 0857-26-7495

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県教育委員会所管施設で使用する電気の供給（東部）

予定使用電力量（供給期間総計）2,393,004キロワット時

予定使用電力量は、平成27年10月から平成28年9月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成29年6月1日から平成30年5月31日までとする。ただし、平成29年度以降において、この本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市国府町宮下1260 鳥取県埋蔵文化財センター本所ほか

(5) 入札書の記載方法等

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の委託等のその他（電力供給その他これに類する営業に限る。）であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参

加資格の審査を求める申請書を平成29年1月20日（金）正午までに4の（2）の場所に提出すること。

- （3）平成29年1月10日（火）から同年2月28日（火）（再度入札を行う場合にあつては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- （4）平成29年1月10日（火）から同年2月28日（火）（再度入札を行う場合にあつては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- （5）平成29年2月3日（金）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- （6）申請日現在において、「鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針」（平成28年12月14日策定）に定める入札参加要件を満たしている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

（1）入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当

電話 0857-26-7495

（2）競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

（3）入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成29年1月10日（火）から同年2月3日（金）までの間にインターネットの鳥取県庶務集中局のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/262605.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成29年1月10日（火）から同年2月3日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年2月28日（火）午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日（月）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第36会議室（第二庁舎6階）

5 入札者に要求される事項

- （1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな

らない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に平成29年2月3日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

- (3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額（以下「支払予定年額」という。）の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
イ 入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないものと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として支払予定年額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Archaeological Research Center, etc. 2,393,004 kWh

- (2) February 3, 2017 5:00 PM: Deadline for the submission of documents for qualification confirmation

- (3) February 28, 2017 1:30 PM: Date and Time for the submission of tenders

(February 27, 2017 5:00 PM: Date and Time for the submission of tenders by registered mail)

- (4) Contact point for the notice : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts, Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi

680-8570 Japan

TEL 0857-26-7495

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県教育委員会所管施設で使用する電気の供給（中・西部）

予定使用電力量（供給期間総計）2,912,908キロワット時

予定使用電力量は、平成27年10月から平成28年9月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成29年6月1日から平成30年5月31日までとする。ただし、平成29年度以降において、この本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

倉吉市小田204-5 倉吉総合産業高等学校ほか

(5) 入札書の記載方法等

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の委託等のその他（電力供給その他これに類する営業に限る。）であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書を平成29年1月20日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成29年1月10日（火）から同年2月28日（火）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成29年1月10日（火）から同年2月28日（火）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 平成29年2月3日（金）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 申請日現在において、「鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針」（平成28年12月14日策定）に定める入

札参加要件を満たしている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当

電話 0857-26-7495

(2) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成29年1月10日（火）から同年2月3日（金）までの間にインターネットの鳥取県庶務集中局のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/262605.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成29年1月10日（火）から同年2月3日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年2月28日（火）午後3時00分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日（月）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第36会議室（第二庁舎6階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に平成29年2月3日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額（以下「支払予定年額」という。）の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第

1 項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないものと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として支払予定年額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Kurayoshi Sogo Sangyo Highschool, etc. 2,912,908 kWh

(2) February 3, 2017 5:00 PM: Deadline for the submission of documents for qualification confirmation

(3) February 28, 2017 3:00 PM: Date and Time for the submission of tenders

(February 27, 2017 5:00 PM: Date and Time for the submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts, Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7495